様式第１３号（第１０条関係）

事業認可取消通知書

第　　　　 号

　　 年　　月　　日

 様

　　　　　　　　　　　　　　　大東市長

年　　月　　日付け　　　第　　　号で認可した終身建物賃貸借事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第６９条第１項の規定により、下記のとおり事業の認可を取り消します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認可番号（認可年月日） | 　第　　　　　　　号（　　年　　月　　日） |
| 認可事業者の氏名又は名称 | 　 |
| 当該認可住宅の地名地番及び住棟住戸番号 | 　 |
| 取消しの理由 | １　法第６７条第２項の規定に違反したため。２　法第６８条の規定による命令に違反したため。３　不正な手段により事業の認可を受けたため。 |

（教示）

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に大東市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大東市を被告として（訴訟において大東市を代表する者は、大東市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。